

2018年4月から始まります!

安定して働ける安心を、  
労働組合で実現しよう。



知っていますか?  
「無期転換」のこと。

パート・臨時・契約などで働く人のための

**無 期 転 換**

「無期雇用、転換5年ルール」

# はこだて市民講座

日 時

2017年 **11月6日** [月]  
**18:30~20:00**

会 場

函館市「サンリフレ函館」

(函館市大森町2-14 / 電話0143-43-3619)

内 容

- ▶ 「無期転換ルール」の説明
- ▶ 個別での相談対応
- ※ 相談無料、申込不要

臨時、パート、契約など有期雇用契約で働くみなさん。いよいよ、来年2018年4月から「無期雇用」転換5年ルールが始まります。この制度は、同じ職場で5年を超えて契約更新を繰り返した場合に、本人が申し出ることによって、期限のない雇用「無期雇用」に転換させることができる制度です。これまでの更新不安も解消されます。また、この制度を悪用して、突然の「雇止め」や不利益な労働条件の変更を押しつけようとする事業者も生まれています。まずは、働くものが、この制度のメリットと弱点を知ることが、自分の雇用を守ることになります。また、雇用の安定は、事業場のためにもなります。

労働組合が働く者のための講座として、労働契約に詳しい弁護士の協力を得て、制度の解説、申し出方法、そして、雇用相談を行います。参加は無料です。どなたでも参加できます。ぜひ、お気軽にご参加ください。

[主 催] 全労連・函館地方労働組合会議 / 道労連

[連絡先] 〒040-0022 函館市日乃出町24-5 / 電話0138-56-6511